

前回分科会（第 94 回（11 月 24 日））において追加で提示された論点

1 労働者側委員より追加で提示された論点

(1) 「雇止め予告」の制度化

「雇止め予告」及び「予告手当」を労働基準法第 20 条の解雇予告制度と同様に制度化することについて、どのように考えるか。

※ 現行大臣告示では、3 回以上更新し、又は 1 年を超えて継続勤務している有期契約労働者を雇止めしようとするときは、少なくとも 30 日前までに予告しなければならないと規定している。

(2) 有期労働契約締結時に「有期労働契約を締結することの理由」の明示

大臣告示に新たに有期労働契約締結時に「有期労働契約を締結することの理由」を明示することを使用者に義務付けることについて、どのように考えるか。

2 使用者側委員より追加で提示された論点

(1) 「多様な正社員」について

正社員やその他の安定した雇用への円滑な転換を促すための方策として、「多様な正社員」を含む中間的な雇用形態の在り方について、どのように考えるか。

(2) 労働基準法第 14 条の 1 回の契約期間の上限について

雇用関係の長期化を促進する観点から、労働基準法第 14 条の 1 回の契約期間の上限を引き上げることについて、どのように考えるか。

